

次世代育成支援 一般事業主行動計画  
社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団 行動計画

令和7年3月25日策定

【計画期間】 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

【内容】

目標1：男性の子育て目的の休暇の取得促進を図る。

〔対策〕

- ・子どもの出生時における父親の特別休暇（3日）及び男性の育児参加のための特別休暇（妻の産前・産後の期間中に5日）の取得促進について周知徹底を図り、合計で最低4日以上の子育て目的の休暇取得の達成に努める。

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る。

〔対策〕

- ・育児や介護の諸制度及び両立支援の取組について、調整会議の場や職員専用ホームページを活用し周知を行う。
- ・総務課にリーフレットを用意し、対象者に配布する。

目標3：年次有給休暇の取得を促進するため、休暇取得計画表を作成、各部署に周知をする。

〔対策〕

- ・調整会議の場において、定期的に年次休暇の取得促進について啓発し、職員の意識改革をはかる。
- ・職員の年間の年次休暇取得日数が付与日数の75%以上になるよう努める。